

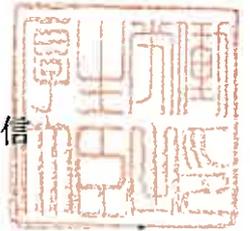
厚生労働省発職 0303 第 3 号

令和 2 年 3 月 3 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用関係助成金等の見直し

一 雇用保険法施行規則の一部改正

1 3 4 (略)

5 両立支援等助成金制度の改正

(一) 出生時両立支援コース助成金制度の改正

その雇用する男性被保険者について、十四日以上（中小企業事業主にあつては、五日以上）の育児休業を取得させたことにより、出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、育児休業の取得に関する当該被保険者との面談その他の当該被保険者における育児休業の取得に資する個別的な取組を行った事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているものに対し、次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれイ及びロに定める額を加算して支給するものとする。

イ 労働協約又は就業規則に定めるところにより、十四日以上（中小企業事業主にあつては、五日以上）の育児休業を取得した男性被保険者が初めて生じた事業主 五万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六万円）（中小企業事業主にあつては、十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十二万円））

ロ 労働協約又は就業規則に定めるところにより、十四日以上（中小企業事業主にあつては、五日以上）の育児休業を取得した男性被保険者（当該年度にイに該当する事業主にあつては、十四日以上（中小企業事業主にあつては、五日以上）の育児休業を初めて取得した被保険者を除く。）が生じた事業主 二万五千元（生産性要件に該当する事業主にあつては、三万円）（中小企業事業主にあつては、五万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六万円））

(二) 介護離職防止支援コース助成金制度の改正

イ 介護離職防止支援コース助成金の支給要件のうち、その雇用する被保険者に介護休業を取得させた中小企業事業主に対する助成の要件について、当該被保険者が介護休業をした日数を合算した日数を五日以上に引き下げること。

ロ 介護離職防止支援コース助成金の支給要件のうち、その雇用する被保険者に就業と介護との両立に資する制度を利用させた中小企業事業主に対する助成の要件について、当該被保険者が当該制度を利用した日数を合算した日数を二十日以上に引き下げることにすること。

(三) 育児休業等支援コース助成金制度の改正

育児休業等支援コース助成金の支給要件のうち、その雇用する被保険者に小学校就学の始期に達するまでの子の看護等のための有給休暇（労働基準法）第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を取得させた中小企業事業主に対する助成の要件について、当該被保険者が当該有給休暇を取得した時間数を十時間（当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該中小企業事業主に雇用されている場合は、当該配偶者の取得時間と合計して十時間）以上に引き下げることにすること。

(四) 女性活躍加速化コース助成金制度の改正

イ 女性活躍加速化コース助成金の支給要件のうち、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第八条第一項に規定する一般事業主行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組を実施したこととする要件を、当該取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定める数値目標を達成したこととする要件に改め、支給額を四十七万五千円（生産性要件に該当する中小企業事業主にあつては、六十万円）に増額することとする事。

ロ 女性管理職比率達成時の加算を廃止することとする事。

## 6 (略)

## 7 キャリアアップ助成金制度の改正

### (一) 賃金規定等改定コース助成金制度の改正

中小企業事業主において、その雇用する有期契約労働者等の賃金を増額した場合の加算措置について、現行の加算措置を三パーセント以上五パーセント未満で増額した場合の加算措置とする事にも、五パーセント以上で増額した場合の加算措置を設け、当該中小企業事業主に対し、次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める額を加算して支給するものとする事。

イ その雇用する全ての有期契約労働者等について、賃金を五パーセント以上で増額した事業主

次の(イ)又は(ロ)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める額

(イ) 生産性要件に該当しない事業主 対象者一人につき二万三千七百五十円

(ロ) 生産性要件に該当する事業主 対象者一人につき三万円

ロ その雇用する合理的に区分された有期契約労働者等について、賃金を五パーセント以上で増額した事業主 次の(イ)又は(ロ)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める額

(イ) 生産性要件に該当しない事業主 対象者一人につき一万二千三百五十円

(ロ) 生産性要件に該当する事業主 対象者一人につき一万五千六百円

(二) 選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金制度の改正

イ 事業主が、その雇用する有期契約労働者等について、雇用環境・均等局長が定める処遇の改善を図る措置を講じた上で、労使合意に基づく社会保険の選択的適用拡大（ロにおいて「選択的適用拡大」という。）を行った場合にあつては、当該事業主に対し、次の(イ)及び(ロ)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ(イ)及び(ロ)に定める額を支給するものとする。

(イ) 生産性要件に該当しない事業主 一の事業所につき十四万二千五百円（中小企業事業主にあ

つては、十九万円)

(ロ) 生産性要件に該当する事業主 一の事業所につき十八万円(中小企業事業主にあつては、二十四万円)

イの事業主が、労働協約又は就業規則に定めるところにより、選択的適用拡大の措置により社会保険の被保険者となつた者の体系的な処遇の改善その他の雇用管理の改善の措置並びに能力の開発及び向上を図るための措置を実施し、かつ、当該者に適用した場合にあつては、当該事業主に対し、一の事業所につき七万五千元(中小企業事業主にあつては、十万円)を加算して支給するものとする。

ハ イの事業主が、その雇用する有期契約労働者等の賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた場合(当該措置により当該有期契約労働者等が社会保険の被保険者となる場合に限る。)にあつては、当該事業主に対し、次の(イ)又は(ロ)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める額を加算して支給するものとする。

(イ) 生産性要件に該当しない事業主 次の(i)から(iv)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じ

てそれぞれ(i)から(v)までに定める額

(i) 二パーセント以上三パーセント未満 対象者一人につき一万四千元（中小企業事業主にあつては、一万九千元）

(ii) 三パーセント以上五パーセント未満 対象者一人につき二万二千元（中小企業事業主にあつては、二万九千元）

(iii) 五パーセント以上七パーセント未満 対象者一人につき三万六千元（中小企業事業主にあつては、四万七千元）

(iv) 七パーセント以上十パーセント未満 対象者一人につき五万円（中小企業事業主にあつては、六万六千元）

(v) 十パーセント以上十四パーセント未満 対象者一人につき七万円（中小企業事業主にあつては、九万四千元）

(vi) 十四パーセント以上 対象者一人につき九万九千元（中小企業事業主にあつては、十三万二千元）

(d) 生産性要件に該当する事業主 次の(i)から(v)までに掲げる貸金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ(i)から(v)までに定める額

(i) 二パーセント以上三パーセント未満 対象者一人につき一万八千円（中小企業事業主にあつては、二万四千円）

(ii) 三パーセント以上五パーセント未満 対象者一人につき二万七千円（中小企業事業主にあつては、三万六千円）

(iii) 五パーセント以上七パーセント未満 対象者一人につき四万五千円（中小企業事業主にあつては、六万円）

(iv) 七パーセント以上十パーセント未満 対象者一人につき六万三千円（中小企業事業主にあつては、八万三千円）

(v) 十パーセント以上十四パーセント未満 対象者一人につき八万九千円（中小企業事業主にあつては、十一万九千円）

(vi) 十四パーセント以上 対象者一人につき十二万五千円（中小企業事業主にあつては、十六

万六千円)

(三) 短時間労働者労働時間延長コース助成金制度の改正

一週間の所定労働時間を一時間以上五時間未満延長する措置を講じた場合の助成に係る要件のうち、賃金規定等改定コース助成金又は選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金の措置と併せて講ずることとする要件を、賃金を一定の割合以上で増額する措置を講ずることとする要件に改めることとする。

(四) キャリアアップ助成金制度に関する暫定措置の延長

選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金及び短時間労働者労働時間延長コース助成金の暫定措置について、令和三年三月三十一日まで延長することとする。

8～11 (略)

二 (略)

第二 その他

一 この省令は、令和二年四月一日から施行すること。

- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。